

長崎県農地集積・集約化総合整備事業費補助金交付要綱 対照表

改正	現 行
<p>長崎県農地集積・集約化総合整備事業費補助金交付要綱</p> <p>制定 平成22年 7月 1日 22農地活第117号</p> <p>改正 平成24年 4月19日 24農地活第 6号</p> <p>改正 平成25年 4月 1日 25農地活第 7号</p> <p>改正 平成26年 4月 1日 26農地活第 15号</p> <p>改正 平成28年 1月 4日 28農地活第45号</p> <p>改正 平成28年 4月 1日 28農地活第179号</p> <p>改正 平成29年 5月30日 29農地活第 58号</p> <p>改正 令和3年 4月 1日 3農営第 46号</p> <p>改正 令和3年 5月 6日 3農営第 104号</p> <p>改正 令和3年 8月24日 3農営第 194号</p> <p>改正 令和4年 4月 1日 4農営第 12号</p> <p>改正 令和5年 6月 1日 5農営第 20号</p>	<p>長崎県農地集積・集約化総合整備事業費補助金交付要綱</p> <p>制定 平成22年 7月 1日 22農地活第117号</p> <p>改正 平成24年 4月19日 24農地活第 6号</p> <p>改正 平成25年 4月 1日 25農地活第 7号</p> <p>改正 平成26年 4月 1日 26農地活第 15号</p> <p>改正 平成28年 1月 4日 28農地活第45号</p> <p>改正 平成28年 4月 1日 28農地活第179号</p> <p>改正 平成29年 5月30日 29農地活第 58号</p> <p>改正 令和3年 4月 1日 3農営第 46号</p> <p>改正 令和3年 5月 6日 3農営第 104号</p> <p>改正 令和3年 8月24日 3農営第 194号</p> <p>改正 令和4年 4月 1日 4農営第 12号</p>

長崎県農地集積・集約化総合整備事業費補助金交付要綱 対照表

第1条 県は、利用可能な荒廃農地の再生を図るため、長崎県農地集積・集約化総合整備事業実施要領（令和3年4月1日付け3農営第47号）及び農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）実施要領（令和5年4月1日付け4農振第3520号農林水産省農村振興局長通知）に基づき、別表1の1の事業については長崎県担い手育成総合支援協議会、別表1の2の事業については市町に対し、予算の定めるところにより、長崎県農地集積・集約化総合整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）及び長崎県農林部関係補助金等交付要綱（平成19年3月30日長崎県告示第460号の12）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2条 （略）

第3条 規則第4条の規定により交付申請書（様式第1号）に添付すべき関係書類は、次のとおりとする

第4条～第6条 （略）

第7条 規則第11条第1項の規定による報告は、交付事業に係る年度の第2四半期及び第3四半期（最適土地利用整備事業にあつては第3四半期）の末日現在において、事業遂行状況報告書（様式第6号）を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに提出するものとする。

第8条～第12条 （略）

第1条 県は、利用可能な荒廃農地の再生を図るため、長崎県農地集積・集約化総合整備事業実施要領（令和3年4月1日付け3農営第47号）及び農山漁村振興交付金（最適土地利用対策）実施要領（令和3年4月1日付け2農振第3722号農林水産省農村振興局長通知）に基づき、別表1の1の事業については長崎県担い手育成総合支援協議会、別表1の2の事業については市町に対し、予算の定めるところにより、長崎県農地集積・集約化総合整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）及び長崎県農林部関係補助金等交付要綱（平成19年3月30日長崎県告示第460号の12）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2条 （略）

第3条 規則第4条の規定により申請書（様式第1号）に添付すべき書類は、次のとおりとする。

第4条～第6条 （略）

第7条 規則第11条第1項の規定による報告は、交付事業に係る年度の各四半期（交付決定のあった日の属する四半期及び第4・四半期を除く。）の末日現在において、事業遂行状況報告書（様式第6号）を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに提出するものとする。

第8条～第12条 （略）

長崎県農地集積・集約化総合整備事業費補助金交付要綱 対照表

附 則

この要綱の制定に伴い、長崎県耕作放棄地解消5ヵ年計画実践事業費補助金実施要綱は廃止する。

この要綱は、平成22年度の予算から適用する。

この要綱は、平成24年度の予算から適用する。

この要綱は、平成25年度の予算から適用する。

この要綱は、平成26年度の予算から適用する。

この要綱は、平成27年度の予算から適用する。

この要綱は、平成28年度の予算から適用する。

この要綱は、平成29年度の予算から適用する。

この要綱は、令和3年度の予算から適用する。

この要綱は、令和4年度の予算から適用する。

この要綱は、令和5年度の予算から適用する。

附 則

この要綱の制定に伴い、長崎県耕作放棄地解消5ヵ年計画実践事業費補助金実施要綱は廃止する。

この要綱は、平成22年度の予算から適用する。

この要綱は、平成24年度の予算から適用する。

この要綱は、平成25年度の予算から適用する。

この要綱は、平成26年度の予算から適用する。

この要綱は、平成27年度の予算から適用する。

この要綱は、平成28年度の予算から適用する。

この要綱は、平成29年度の予算から適用する。

この要綱は、令和3年度の予算から適用する。

この要綱は、令和4年度の予算から適用する。

長崎県農地集積・集約化総合整備事業費補助金交付要綱 対照表

別表1 (第2条 8条関係)

事業名	補助対象経費	事業実施主体	補助率	軽微な変更
1 農地集積・集約化推進事業	<p>荒廃農地再生推進のために県担い手育成総合支援協議会が行う以下の取組に係る経費</p> <p>(1) 地域担い手育成総合支援協議会等市町段階の推進組織への指導</p> <p>(2) 事業活用パンフレット、先進事例資料等啓発資料の作成</p> <p>(3) 荒廃農地の再生推進に向けた研修会、検討会の開催</p> <p>(4) 専門家派遣による重点指導</p>	長崎県担い手育成総合支援協議会	10分の10以内	補助額に変更を生じない範囲
2 農山漁村振興交付金(最適土地利用総合対策)	<p>農山漁村振興交付金(最適土地利用総合対策)実施要領第2の1に基づいて行う事業に要する経費</p>	市町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、地域運営組織、地域協議会	ア 定額イ 事業費の5.5/10以内	次に掲げる変更以外の変更 1 事業費の2割以上の増減 2 事業実施主体又は実施期間の変更 3 事業の追加又は廃止
ア 最適土地利用推進事業				
イ 最適土地利用整備事業				

別表1 (第2条 8条関係)

事業名	補助対象経費	事業実施主体	補助率	軽微な変更
1 農地集積・集約化推進事業	<p>荒廃農地再生推進のために県担い手育成総合支援協議会が行う以下の取組に係る経費</p> <p>(1) 地域担い手育成総合支援協議会等市町段階の推進組織への指導</p> <p>(2) 事業活用パンフレット、先進事例資料等啓発資料の作成</p> <p>(3) 荒廃農地の再生推進に向けた研修会、検討会の開催</p> <p>(4) 専門家派遣による重点指導</p>	長崎県担い手育成総合支援協議会	10分の10以内	補助額に変更を生じない範囲
2 農山漁村交付金(最適土地利用対策)				
(1) 農地等活用推進事業				次に掲げる変更以外の変更
ア 農地等利用推進事業	重要な地域資源である農地等(農地、農業用施設及び土地改良施設並びに関連する土地をいう。)を有効活用するため、地域ぐるみの話し合いを通じ、地域の特性を活かした農業の展開や地域資源の付加価値向上を推進するために必要な生産基盤や周辺環境を整備する取組のため、農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。	市町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、地域運営組織、地域協議会	定額とし、助成額の上限を200万円とする。	1 事業費の2割以上の増減 2 事業実施主体又は事業実施期間の変更 3 事業の追加又は廃止
イ 農地等利用整備事業			2分の1以内(欄外の(1)から(7)までの要件のいずれかに該当する地域において行うものにあつては100分の55以内)とし、助成額の上限を1,000万円とする。ただし、1工区当たりの事業費の上限を200万円とする。	
(2) 低コスト土地利用支援事業				
ア 粗放的利用推進事業	重要な地域資源である農地等を低コストで維持するため、地域ぐるみの話し合いを通じ、低コストな肥培管理が可能な作物等による農地利用(「粗放的利用」という。)によるモデル的な取組や、併せて行う食料不足等の有事を想定した農地の生産性や有用性を検証する取組に必要な条件整備を行う	市町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、地域運営組織、地域協議会	定額とし、助成額の上限を250万円とする。ただし、(1)の農地等活用推進事業と併せて実施する場合は、上限を150万円とし、ウの事業と併せて実施する場合は交付しな	

長崎県農地集積・集約化総合整備事業費補助金交付要綱 対照表

	取組のため、農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。		いものとする。
イ 粗放的利用整備事業			2分の1以内(欄外の(1)から(7)までの要件のいずれかに該当する地域において行うものにあつては100分の55以内)とし、助成額の上限を600万円とする。ただし、(1)の農地等活用推進事業と併せて実施する場合は、上限を1,000万円とする。ただし、1工区当たりの事業費の上限を200万円とする。
ウ 生産性検証事業			定額とし、助成額の上限を1,000万円とする。ただし、生産性検証体制整備を継続して交付を受ける場合の助成額の上限は、600万円とする。

欄外 (削除)

欄外 (地域指定要件)

- (1) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- (2) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
- (3) 過疎地域(過疎地域の特続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。))、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。))を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。))を含む。)
- (4) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- (5) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

長崎県農地集積・集約化総合整備事業費補助金交付要綱 対照表

<p>様式1号～11号 (略)</p>	<p>(6) 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域 (7) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地帯又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）</p> <p>様式1号～11号 (略)</p>
---------------------	---